

那須塩原市ユース合唱団会則

(名称)

第1条 この合唱団は、那須塩原市ユース合唱団（以下「合唱団」という。）と称する。

(所在地)

第2条 この合唱団の事務所は、那須塩原市黒磯文化会館（以下「会館」という。）内に置く。

(目的)

第3条 この合唱団は、合唱を通じ、団員相互の親睦と、歌うことを通して、地域の文化活動に発展と、芸術文化の関心を高め、地域の芸術文化の向上に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この合唱団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 那須塩原市内音楽イベントへの参加
- (2) その他、コンクール等への出場

(入団)

第5条 この合唱団の入会は、高校生以上30歳未満の次の条件のいずれかを満たした者とする。

- (1) 那須塩原市民
- (2) 那須塩原市在住、在勤、在学者
- (3) 那須塩原市中学校及び義務教育学校卒業生

2 入団を希望する者は、指定の申込み手続きをすること

(会費)

第6条 会費は、次のとおりとする

- (1) 入団金 なし
- (2) 会費 練習1回あたり500円

(退団)

第7条 退団は、次のとおりとする

- (1) 退団を希望する者は、退団願を団長へ提出する
- (2) 30歳に達した日以後における最初の3月31日を以て退団する場合は、退団願は不要とする

(役員)

第8条 合唱団には、次の役員をおく

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 合唱団に次の役員を置く。

- (1) 団長は、合唱団を代表し、会務を総括する。
- (2) 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは職務を代理する。
- (3) 会計は、合唱団の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。
- (4) 監事は、合唱団の業務会計を監査する。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員の議決により、これを解任することができる

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。
- (3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第11条 合唱団の総会は、団員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、団員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 書面又は電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面又は議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで事務局に提出又は提供して行なう。

6 前項の規定により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(事業報告書及び決算)

第12条 団長は、毎事業年度終了後1か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 13 条 合唱団の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

(事務局)

第 14 条 この合唱団の事務局を会館におき、会館職員を充てる。

(委任)

第 15 条 この会則の定めのない事項については、団長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。